

( 令和 7 年 3 月 1 日現在 )

## 1. 事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 2. 事業者の内容

### (1) 提供できるサービスの地域

事業所名	余呉はごろも村 グループホームこぶしの家
指定番号	2 5 9 0 3 0 0 1 3 9
所在地	滋賀県長浜市余呉町池原 1 2 9 3 番地
管理者の氏名	大賀 里香
電話番号	0 7 4 9 - 8 6 - 8 0 5 0
F A X 番号	0 7 4 9 - 8 6 - 8 0 5 0
サービスを提供する地域	長浜市

### (2) 事業所の従業者体制 (兼務含む)

業務内容		常勤	非常勤	合計
管理者	業務及び職員の管理	1 名	名	1 名

計画作成担当者	介護計画の作成	1名	1名	2名
---------	---------	----	----	----

(※介護支援専門員)

介護従業者	利用者の介護	3名	2名	5名
-------	--------	----	----	----

(3) 入居定員 9名

#### (4) 設備の概要

##### ○居室

利用者の居室は、原則個室（定員1名）とし、収納・洗面台・エアコン等を備品として備えています。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることがあります。

##### ○食堂

利用者の使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

##### ○その他の設備

設備としてその他に、居間、台所、浴室等の設備を設けます。

### 3. サービスの内容

- ① 認知症対応型共同生活介護計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 排泄
- ⑤ その他日常生活に必要な介護
- ⑥ 相談援助
- ⑦ 行政手続代行
- ⑧ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

#### 4. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関

- ・ 名称 長浜市立湖北病院
- ・ 住所 長浜市木之本町黒田1221番地
- ・ 電話 0749-82-3315

- ・ 協力歯科医療機関

- ・ 名称 長浜市国民健康保険歯科診療所
- ・ 住所 長浜市余呉町中之郷2434番地
- ・ 電話 0749-86-8120

#### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 5. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該認知症対応型共同生活介護が法廷代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とします。

介護報酬告示額、その他の具体的金額は別紙のとおりです。

## 6. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者は、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。
- ② 利用者は、外出（外泊）等を希望する場合は、所定の手続きにより事前に届け出る。
- ③ 利用者は、整理、整頓その他環境衛生を保持するよう心がける。
- ④ 利用者は、共同生活における遵守事項を守る。
- ⑤ 禁止行為(利用者および家族、親族が対象)
  - ・職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
  - ・職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
  - ・職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

## 7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上の利用者及び従業者等の訓練を行います。

## 8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

## 9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

#### 11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

#### 12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

#### 13. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

相談窓口

苦情受付担当者：高齢者総合福祉施設余呉はごろも村 施設長 桐畑 尚生

受付時間：8時30分から17時30分（ただし日曜日、祝日を除く。）

受付方法：口頭もしくは書面

電話番号：0749-86-8051

苦情解決責任者：社会福祉法人大樹会 理事 片山 紀子

受付時間：8時30分から17時30分（ただし日曜日、祝日を除く。）

受付方法：口頭もしくは書面

電話番号：0749-30-3387

苦情処理第三者委員（公正中立な立場で苦情を受付け相談にのって頂ける委員です）

氏 名：小高 寛三

住 所：

電話番号：

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます

長浜市健康福祉部介護保険課

所 在 地：滋賀県長浜市八幡東町632番地

電話番号：0749-65-8252

受付時間：9時00分～16時45分（土日、祝日を除く）

滋賀県国民健康保険団体連合会

所 在 地：滋賀県大津市中央4丁目5番9号

電話番号：077-510-6605

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

#### 14. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

15. 外部評価の実施の有無について

当施設において、規定に基づき第三者による外部評価を実施します。

前年度の実績：令和6年3月16日実施

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービスについて、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

<事業者>

所在地 滋賀県長浜市余呉町池原1293番地

事業所名 余呉はごろも村グループホームこぶしの家

( 指定番号 2590300139 )

高齢者総合福祉施設 余呉はごろも村 施設長 桐畑 尚生 印

余呉はごろも村グループホームこぶしの家 管理者 大賀 里香 印

説明者

印

令和 年 月 日

私は、本書面により、事業者から指定認知症対応型共同生活介護サービスについて重要事項説明を受けました。

<利用者>

住所

氏名

印

<利用者代理人>

住所

氏名

印（ 続柄 ）